

**綱 領**

- 吾々は、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
- 吾々は、常に暴力と独裁を排し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
- 吾々は、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。

# 日赤新勞

昭和57年  
10月1日  
発行  
第97号

發行所  
日本赤十字新労働組合連合会  
(日赤新労)  
東京都港區虎の門3-24-7  
(庚申ビル)  
T E L 03-432-1089  
発行責任者  
星野 馨

# 第2回中央委員会開く

57・9・5～7日 東京・上野 法華クラブ



「賃上げは実施する人勧を十分勘案」

吹く風と、日差しの中にも、秋の訪れを感じられるさわやかな青空の広がった東京は、東北への玄関口・上野駅の近く、不遜な眼の前に望む、「法華クラブ」に会場を設け、五十七年度第二回中央委員会（単組と代表を含む）が各地の新労參以下の各単組上で開催された。

り中央委員会をはじめ、草組代表者、オブ  
ーバーが出席して九月五、六、七日の三  
間で渡り開催され、二日目は本部をほ  
め、出席者全員による本社との集団交渉  
実施され、例年になく難行しているペナ  
中心とした熱心な討論が展開された。

日 務 事 業 に つ いて は、支 部 で は 可 能 で あ る の で、期 実 現 を 考 し て も ら い たい。  
③ 夏 期 休 暇 に つ いて  
有 給 休 暇 も スムー イ に 取 れ た い 現 状 で も あ り、制 度 化 と し て 勝 ち とる ま で 繼 続 審 議 す る。  
④ 定 年 制 に つ いて  
制 度 化 に よ り 天 下 ひ 人 事 の ド メ ト チ、職 員 の 新 陳 代 謝 を 促 進 す る た め 早 期 制 度 化 を 固 定 す る。  
⑤ 運 転 職 以 外 の 職 員 が 公 事 事 業 に 従 事 す る た め 連 転 事 業 に 従 事 す る 場 合 に は、身 分 保 障 に つ いて  
支 部 の 大 半 が 専 門 職 員 が い て、現 状 に お いて、見 分 保 障 な ど して 運 転 事 業 に 不 安 が 残 る の つ い て、早 期 制 度 化 を 望 む。

各部会の終了後、休憩時間を  
はさみ中央委員会に入った。  
規程に従つて、資格審査及び  
委員会の成立確認の後、議長委員  
の選出に移る。

議長リ渡辺康喜（唐津日赤）  
第六ブロック、副議長リ川島環  
(鳥取日赤) 第五ブロック、書  
記リ(盛岡日赤) 第一ブロックの  
三氏を選出の後、議事に入る。  
はじめに、新潟本部川出申央  
執行委員長の挨拶があり、続い  
て、組織、教育、調査、婦人の  
面で各部報告が行なわれた。

○組織部……オルダ及び内部  
強化報告が行なわれたが、  
この中で特に懸案の茨城県  
セ問題について、出席單組

開催された第二回中央委員会で、以降の経過説明が詳細に記され、一部について行なわれ、一部については議論の後承認された。

以上、各報告の終了の題に入る。

後議會で可決された（各組單は同目をもつて一齊に要求書提出のじし）。

(回答エモ) ①昭和五十七年度が質上げはする。  
②前項の水準決定にあたっては、人事院勧告は十分勘案する。  
③諸手当については、今後労使協議する。

以上の内容について検討した結果、表現上多少疑問は残すところがあるものの、結果的には評価できるものであり、本部へ妥結案を二任することで団交を終了した。

なお、妥結前には各プロック代表中央委員へ連絡することとした。

昼夜にかけての長い話し合いの結果、以上のような結論に達成し本社を後にした。

等関係會議に多く出席し、勉強につとめるが、組合員が減少したため、旅費の確保が難しく出  
席できない場合があるため、ブロック内各支部単組が各自負担し合い出席していく必要があ  
る。

②四週五休制について

國公が行つてゐる現状でもあ  
り止しある。一方で、看護婦一人の二ベッドかけも  
ち使用も、安全性の上からも中  
止しなければならない。  
○婦人部……特に報告なし)  
調査部……五十七年度賃金問題  
委員及び調査事項について  
また、過ごくな勤務内容とな  
つてゐるので方向として廢止し  
て行く。  
上級報告について若干の闇諱  
質問が行なわれた結果承認さ  
れた。

プラス一律五万円としたい旨の提案に基づき、慎重かつ活発な審議を行ない、出席者及び各ブロック等の意見をまとめた結果、結論として本部提案の55哩プラス一律五万円が承認された。なお、統一要求とし、要メモを示してきた。

求書提出期日は十一月十日

の要求により話し合いの場は急きよ本部、本社間の団体交渉の場に切り替えられて継続した結果、本社側は五十七年度ベースアップについて次のような回答

